重　要　事　項　説　明　書

（短期入所生活介護サービス）

貴方に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第３７号第１２５条に基づいて、当事業者が貴方に説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団長寿会
事業者の所在地	広島市安芸区中野５丁目１３―３０
代表者名	理事長　畑野 榮治
電話番号	０８２－８９３－３６３６

２．ご利用施設の概要

施　設　の　名　称	ショートステイはたのリハビリ	
施 設 の 所 在 地	広島市安芸区中野６丁目１４－２	
介護保険事業者番号	３４７０１０３５７７	
居宅サービス種類	（介護予防）短期入所生活介護	
管理者及び連絡先	管　理　者	壬生　眞奈美
	連　絡　先	TEL　０８２－８２０－２１１３
		FAX　０８２－８２０－２１１４

３．事業所の目的・運営方針

事業の目的：居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

運営の方針：要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

４．事業所の職員体制

管理者	１名「老健せのがわ」と兼務、
生活相談員	２名（常勤兼務）
管理栄養士	１名「老健せのがわ」と兼務
機能訓練指導員	１名（理学療法士）「老健せのがわ」と兼務
看護職	１４名「老健せのがわ」と兼務
介護職員	７名

５．短期入所生活介護サービスの概要

（１）　短期入所生活介護サービス計画の立案

・　利用者の自立支援や状態改善を目的とし、利用者の心身の状況、利用者及びその家族の希望等を

勘案し、４日以上ご利用の場合できる限り個別のニーズに即した居宅サービス計画を作成します。

（２） 食事の介助

・ 栄養士の立てる献立表により栄養と利用者の心身状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

・ 食事は離床して食堂でとっていただけるように配慮します。食事の席は利用者様がご自由に選べるようになっており、また居室でのご希望があれば配慮します。

・ 利用者が選定する特別な食事の提供を行います。

（食事時間） 朝食８:００～ 昼食１２：００～ おやつ１５：００～ 夕食１８:００～

（３） 口腔ケアの介助

・毎食後口腔ケアを行います。利用者の状況に応じ、適切な口腔ケアの介助を行います。

（４） 排泄の介助

・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。またプライバシーにも配慮します。

（５） 入浴の介助

・ 週２回の入浴（5 泊 6 日より 2 回）また入浴できなかった場合には清拭を行います。プライバシーに配慮します。

（６） 着替え等の介助

・ 寝たきり防止のためできる限り離床に配慮します。

・ 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。

・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

（７） 機能訓練

・ ご利用者の状況に適合した援助を行い心身機能の維持向上に努めます。

（８） 健康管理

・ 定期的に健康チェックを行い健康管理に努めます。また緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

・ 服薬の介助が必要な方は看護師が責任を持って管理を行い、服薬介助を行います。

（９） 相談及び援助

・ 当施設はご利用者様およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(10) レクリエーション行事

・ 当施設では、施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。

(11) 通常の送迎地区

・ 広島市安芸区、安芸郡海田町

６．利用料

別紙「ショートステイはたのリハビリ利用料金表」のとおり。

７．苦情申立て先

「ショートステイはたのリハビリ」TEL ０８２－８２０－２１１３ ０８０－４４０７－０７４６

担当者：生活相談員 伊達真夕 福谷洋子 塚本小百合

「老人保健施設せのがわ」 TEL ０８２－８２０－２１００

担当者：事務長 広田 正憲

利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要は別紙の通りです。

８．協力医療機関

名　　称	はたのリハビリ整形外科	MB フレンド歯科
所　在　地	広島市安芸区中野５丁目１３－３０	安芸郡熊野町出来庭２－１２－１
電話番号	０８２－８９３－３６３６	０８２－５５４－７７８８
診　療　科	整形外科・内科・リハビリテーション科	歯科

９．非常災害時の対策

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年２回以上避難救出訓練を行う。

１０．当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	施設内はすべて禁煙です、又、飲酒は出来ません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑となる行為はご遠慮願います。
所持品・現金	所持品及び現金の管理は原則しません。施設では責任をおえませんので貴重品・現金は持ち込まないようにお願い致します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

１１．事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

説明確認欄

契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明致しました。

事業者　事業所名　ショートステイはたのリハビリ

所 在 地　広島市安芸区中野６丁目１４番２号

説 明 者

令和　　年　　月　　日

契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

ご利用者　　住　所

氏　名

署名代行者　　住　所

氏　名

続柄